

総務文教常任委員会行政視察委員長報告

1 視察期日

- (1) 平成30年7月4日（水）から7月6日（金）
- (2) 平成30年7月20日（金）

2 視察地

- (1) 佐賀県武雄市、佐賀県鳥栖市、福岡県那珂川町（中止）
- (2) 埼玉県鴻巣市

3 出席委員

- (1) 佐賀県武雄市、佐賀県鳥栖市、福岡県那珂川町（中止）
保角美代、黒澤健一、今関公美、三宮幸雄、滝瀬光一、金子真理子、湯沢美恵
- (2) 埼玉県鴻巣市
保角美代、今関公美、三宮幸雄、滝瀬光一、金子真理子、湯沢美恵

4 視察項目

- 〔武雄市〕人口4万9,120人（平成30年8月1日現在）
- ・ 教育改革（ICT利活用教育の推進・「官民一体型」小学校の創設）について
- 〔鳥栖市〕人口7万3,330人（平成30年8月1日現在）
- ・ 鳥栖市のまちづくり計画（総合計画）について
- 〔那珂川町〕人口5万208人（平成30年8月1日現在）
- ・ 移住・定住事業について
 - ※ 豪雨（平成30年7月豪雨）のため視察を中止しました。
- 〔鴻巣市〕人口11万9,002人（平成30年8月1日現在）
- ・ 鴻巣市立小・中学校の適正規模及び適正配置について

はじめに、**武雄市**の視察概要から報告いたします。

「**教育改革（ICT利活用教育の推進・「官民一体型」小学校の創設）**」
について

武雄市では、学習指導要領の基本理念である「生きる力」を育むために、情報化社会への対応と21世紀型スキル（21世紀の知識基盤社会で求められる問題解決力、コミュニケーション力、ICT活用力等の能力）の育成を目的として、平成26年度から全11小学校の児童全員に、平成27年度から全5中学校の生徒全員にタブレット端末を貸与し、それを活用した授業を実施しています。タブレット端末の導入の契機は、平成22年5月にiPadが発売されたことを受け、当時の市長が教育現場でのタブレット端末の効果的な活用方法を模索し、同年12月に小学校1校をモデル校として40台を試験的に導入したことに始まります。その後、モデル校において一定の効果が認められたこ

とから、段階的に全小中学校に導入されることになりました。タブレット端末を活用した授業は、スマイル学習（武雄式反転学習）と呼ばれ、児童・生徒が当該授業の前日にタブレット端末を持ち帰り、動画を活用した予習を行い、翌日の授業に臨む学習方法です。予習をすることで、通常の授業よりも話し合いや学び合い等を中心とした協働学習ができるとのこと。児童・生徒がタブレット端末により効果的な学習が期待できる単元に絞って教材を準備し、現在、小学校3年生以上の算数と4年生以上の理科のうち約20%、中学校の数学と理科のうち約15%の単元で実施しています。

また、平成27年度には、公立学校という「官」のシステムに、民間の学習塾（花まる学習会）という「民」のノウハウや活力を融合させ、官と民が一緒になって教育のあり方を変え、子どもの生き抜く力を育む教育を行うことを目的として、「官民一体型学校 武雄花まる学園」を開校しました。これは、通常の授業以外の時間に、数理的思考力・読書と作文を中心とした国語力・野外体験を三本柱として花まる学習会が培ってきた独自の教育ノウハウを活かした授業を行うものです。朝の始業前の時間（15分）を活用した「花まるタイム」では、四字熟語の発声（耳から入った音を口に出して記憶する学習）、キューブキューブ（ブロックを使い遊び感覚で空間認識力を養う学習）、サボテン（計算問題の反復学習）等、学習の土台作りとなるプログラムを行うほか、月1回のなぞペー授業（なぞなぞ式のペーパーを使い、思考力、創造力、論理性等を育む授業）、年5回の青空教室（屋外でリーダーシップ、問題解決力等を育む授業）を行っています。中でも、「花まるタイム」には、花まる学習会の講師のほか、地域住民が支援員として参加していることが特徴です。現在、全11小学校のうち9校を「武雄花まる学園」として実施していますが、平成32年度までには全校で実施する予定とのことでした。

これらの取組において、児童・生徒の成績が短期間で飛躍的に向上しているわけではありませんが、学習習慣が身につき学習意欲が高まった児童・生徒が増えていること、教師が児童・生徒の予習の状況や課題の正答率等をタブレット端末で把握し、より実態に即した指導ができるようになったこと、地域と学校との交流が活発になったこと等の効果が表れているとのこと。今後は、個別に支援が必要な児童・生徒への対応、支援員の確保等が課題とのことでした。

次に、**鳥栖市**の視察概要について報告します。

「**鳥栖市のまちづくり計画（総合計画）**」について

鳥栖市では、平成22年度に今後10年間のまちづくりの指針となる「鳥栖スタイル2020 第6次鳥栖市総合計画」（平成23年度～32年度）を策定しました。計画策定にあたっては、「まちづくりの主役は市民です」を基本理念に、将来都市像「住みたくなるまち 鳥栖—“鳥栖スタイル”の確立—」とまち

づくりの6つの基本目標等を実現するために必要な取組を具体的に明らかにしました。また、平成27年度には、前期基本計画（平成23年度～27年度）を引き継ぐ後期基本計画（平成28年度～32年度）を策定しました。

基本計画は、「基本構想」を頂点に、基本構想を達成するために各施策の現状と課題や基本方針、成果指標、施策実現に向けた取組等を示した「基本計画（前期・後期）」、基本計画に掲げた諸施策を年度ごとに具体化し、行財政運営の中でどのような施策を実施していくかを明らかにした「個別計画・事務事業」で構成されています。また、後期基本計画は、特に鳥栖市で取り組むべき重要な事業及び課題の解決策など、鳥栖市の魅力を高める取組10項目の「リーディングプロジェクト」を中心に、分野ごとに定めた6項目の「基本目標」、基本目標の達成に向けた42項目の「施策（取組）」、施策（取組）を具体化した126項目の「具体的な取組」で構成されています。

主な特徴は、総合計画の進行管理を「部課長の仕事宣言」により実施することです。その目的は、年度当初に部課長が業務における目標宣言をすることにより、責任の明確化、組織マネジメントの強化、組織目標の明確化と職員の意識改革を図ろうとするものです。リーディングプロジェクトの各項目に担当部長が決まっており、部長は、目標、取組内容について宣言をし、副市長から指示を受けながら進行管理を行い、年度末に結果、成果、課題等を公表します。また、課長は、リーディングプロジェクトに関する具体的な取組から各課における重点事業を絞り、各年度における取組方針について宣言し、部長から指示を受けながら進行管理を行い、年度末に取組成果等を公表します。また、基本計画の見直しは随時行っていますが、市の条例で基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止について議決事件と規定していることから、議会の議決を受け、常により現状に即した基本計画にするよう努めています。そのため、第6次鳥栖市総合計画は加除式の冊子（計画の内容に変更があった場合、そのページの差替えができるファイル状の冊子）になっています。

今後は、第7次総合計画の策定に向けて、今年度に行う市民満足度調査の結果等を参考にするとともに、計画の体系、内容、計画期間等を検討していきたいとのことでした。

次に、**鴻巣市**の視察概要について報告します。

「鴻巣市立小・中学校の適正規模及び適正配置」について

鴻巣市の児童・生徒数は、20数年前のピークから半数以下になり、小・中学校で小規模化が進んでいます。学校の小規模化は、子ども同士の間関係や社会性の育成、学校としての教育指導等、学校運営面に様々な影響を与えることが考えられます。そのため、市内のどの学校でも、一定の水準の教育を行うことが義務教育であることを前提に、学校規模や配置による格差を少なくすることが課題となりました。

このことを受け、鴻巣市は、保護者や地域の方々の意向を尊重しながら、小・中学校の適正規模及び適正配置に向けた対応を図るため、平成27年度に鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会を設置し、教育長から審議会に対し、「通学区域の見直しについて」「小中一貫教育について」「小学校の適正配置について」の3項目を諮問しました。審議会の委員には、公募6名、自治会、PTA連合会、小・中学校校長会から各1名、青少年関係団体、学識経験者、教育委員会が必要と認めた者から各2名の計15名が選出されました。諮問事項について調査・審議を進めるため、通常の審議会のほかに、委員を鴻巣・吹上・川里の3つの地域班に分けた地域班別審議会、笠原・田間宮・常光・大芦・小谷の各小学校での学校評議員の会議、鴻巣北小学区での通学区域見直しの意見交換会、川里小中一貫推進連絡協議会との意見交換会、笠原小学校での意見交換会、先進地視察等を行いました。

その結果、平成29年8月に審議会から、「今後、児童・生徒数の減少により、さらに学校の小規模化が進んでいくことを考えると、いずれ適正配置は避けることのできない課題と考えます。学校の小規模化は、児童・生徒にとって社会性の育成、多様な学習活動や集団活動の展開、さらには学校運営面においても様々な問題の発生が危惧されます。よって、次代を担う児童・生徒に、より良い教育環境を整備・充実していくためにも、『保護者の意識調査』『複式学級のあり方』『小規模校の特色ある教育』『小学校の将来に繋がる中学校区を見据えること』などの課題について、教育委員会として、引き続き継続し、研究していくことを望みます。その際、市民への適切な情報提供に努めていただくことを望みます」との答申を受けました。

今後は、答申事項を踏まえ、教育委員会として、市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する取組を継続していくとの方針ですが、この間、市が示した小・中学校の適正規模及び適正配置の案に対し、地元意識が強い住民からの反対意見、子育て世帯を中心とした住民からの賛成意見が多数寄せられており、住民同士の意見をすり合わせながら時間をかけて慎重に取り組む必要があるとのことでした。

以上が視察の概要ですが、今後、本市において参考となる事項については、御検討いただきますよう要望し、報告といたします。

なお、詳しい資料は、議長への視察報告書に添付されていますので、必要な方は御覧いただきたいと思っております。

平成30年8月30日

総務文教常任委員会
委員長 湯 沢 美 恵

北本市議会議長 島 野 和 夫 様